

閲覧用

「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）に対するパブリックコメント意見一覧

【概要】

令和2年12月1日（火）～令和3年1月4日（月）まで、市内の主な公共施設及び市ホームページにおいて公表し、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画〈案〉に対するパブリックコメントの意見募集を実施しましたところ、4人より13件の貴重なご意見をいただきました。

これらのご意見と、ご意見に対する市の考え方は下記のとおりです。

◆分類について

| | | |
|-----|---|----|
| 変更 | ご意見を受けて計画（構想、指針、条例など）に変更を加えました。 | 0件 |
| 包含 | ご意見の趣旨等は計画（構想、指針、条例など）に含まれています。 | 4件 |
| 参考 | ご意見の趣旨等は計画（構想、指針、条例など）に含まれていますが、ご提案内容は今後の取り組みの参考等とすべきと考えます。 | 4件 |
| その他 | ご意見につきましては、計画（構想、指針、条例など）に反映しないものとします。 | 5件 |

| 番号 | 分類 | ページ | ご意見（の概要） | 市の考え方 |
|----|----|-----|---|--|
| 1 | 包含 | 15 | <p>障がい児福祉サービスの計画について、放課後等デイサービスの利用が計画を大きく上回り、ニーズの高さが浮き彫りになっている。これは全国的にも同じ傾向があると思われるところですが、その状況が続いている要因として、サービス事業所の問題・課題も多くあると思われます。</p> <p>まず未就学児が利用する児童発達支援事業所の利用や幼保こども園での生活の中で、保護者が子どもの特性や今後の支援体制に十分に理解する機会を与えられず、将</p> | <p>第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)について、ご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>河内長野市の人口は減少傾向にありますが、今回の計画期間において、放課後等デイサービス等、障がい児福祉サービスの利用量については、アンケート調査の結果や、過去の実績や傾向等から更に増加していくと見込んでいます。</p> <p>未就学児に対する支援と保護者支援については、市立保健センター、こども・子育て総合センター「あいっく」、相談支援センター「mum」等の各関係機関が、民間の保育所等と</p> |

| | | | | |
|---|-----|----|---|--|
| | | | <p>来に漠然とした不安を抱えたまま就学しています。</p> <p>今後、人口減少に逆行して、利用者の増加傾向はしばらく続くと思われます。財政負担の軽減と、地域の福祉教育環境を充実させるため、何より当事者である子どもたちの地域生活における可能性を広げるために、未就学児に対する専門的な子ども支援と保護者支援をより充実させることが急務だと思われます。</p> <p>また地域の幼保こども園を含む教育機関が直面している発達障がい児の対応などについて課題の解決も福祉事業所に依存しない、市全体の福祉環境づくりのために必要不可欠ではないかと思えます。</p> | <p>も連携を図りながら支援を行っているところです。</p> <p>今後においても、各関係機関による巡回相談や、保育所等訪問支援事業の活用、民間の保育所等との連携の強化等、取組みを進め、支援の充実を図りたいと考えています。</p> <p>市全体の福祉教育環境の充実については、河内長野市障がい者自立支援協議会等を中心として、地域課題の抽出や、その解決に向けた取組み策の検討、またはその情報共有に努めて、関係機関等の支援の質が向上するよう、今後も取組みを進めていきます。</p> |
| 2 | その他 | 19 | <p>アンケート調査の対象について、精神障がい者全体をカバーしていない。障がい者手帳を所持していない人も調査しないと完全な計画とはならない。</p> <p>また、今回のアンケートに回答していない人についても、実態を勘案して「計画」を策定する必要がある。</p> | <p>第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)について、ご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>アンケートの調査対象者については、障がい者手帳を所持しておられない方を特定するのは困難であるため、手帳所持者から抽出して実施しています。</p> <p>また、アンケート調査の無回答者についても、対象者の特定が困難なことから、回答のあった方のデータを基に計画を策定しています。</p> |
| 3 | 参考 | 38 | <p>アンケートの設問で現在サービスを利用していない人にその理由を確認すべきである。</p> <p>また、サービスの利用満足度や、今後、利用しないサービスの件数も確認すべきである。</p> | <p>第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)について、ご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>今回いただきましたご意見につきましては、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p> |

| | | | | |
|---|-----|-------------|--|--|
| 4 | その他 | 34 50～62 | アンケートの利用状況と第4章の令和2年実績見込みとが異なっている。(重度障がい者包括支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援) | <p>第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)について、ご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>重度障がい者包括支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援の各障がい福祉サービスにおける令和2年度の利用実績の見込み時点で、利用者が見込めなかったことから実績はないものとして設定しています。</p> <p>アンケート調査との差異については、回答の誤記が考えられます。</p> |
| 5 | 参考 | 19～34 57 | アンケートで得られた、外出時の発作、災害避難時の薬の入手、緊急時の相談支援、メンタルヘルスの相談先等、当事者の要望について具体的な施策を立案して欲しい。 | <p>第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)について、ご意見をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>今回のアンケート調査で得られた要望等については、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p> |
| 6 | 包含 | 57 | グループホームについて、「事業所の参入を促進する」と書かれているが、共同生活援助の見込量には反映されていない。 | <p>第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)について、ご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>共同生活援助の見込量については、アンケート調査の結果等を考慮の上、設定をさせていただいております。</p> |
| 7 | その他 | 57 | グループホームについて、「入居枠確保」を計画に加えてほしい。 | <p>第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)について、ご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>グループホームにおける入居枠の確保については、今回の計画での設定は想定をしておりますが、共同生活を送る場となるグループホームの開設、増設を促進するため、大阪府や各関係機関とも連携しながら運営法人等への働きかけに努めていきます。</p> |

| | | | | |
|----|----|-------------|--|--|
| 8 | 包含 | 34 50~62 | <p>アンケートの今後のサービス利用希望が、第4章の見込みに反映されていない。</p> <p>アンケートをどう分析し、どう活用したのか明らかにして欲しい。さもなくばアンケートは形だけになる。</p> <p>特に自立しようとする新規の希望は大切にすべきである。</p> | <p>第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)について、ご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>次期計画における各障がい福祉サービスの見込量の設定にあたっては、アンケート調査の結果は元より、各サービスにおける過去の利用実績や利用傾向、現在の状況等を考慮の上、設定をしております。</p> |
| 9 | 参考 | 40 | <p>精神障がいの軽重は、病気の種類、回復度合、体調などにより異なり、24時間変化する。見えない心の動きを分析できる経験豊富な専門家によるケアが欠かせない。</p> <p>特に、退院後のケアが重要であり、退院後1年以内の再入院率は40%というデータもある。市の目標は、令和5年度時点で、退院後の地域における平均生活日数を316日としているが、実現のための施策が「計画」に明示されていない。</p> <p>早期の退院を促進する前提としても、再入院の原因を分析し、「地域定着支援システム」の詳細を明確にすることが急務である。この支援内容によって、地域移行および地域定着支援の利用見込み量を見直すことが必要である。</p> | <p>第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)について、ご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>精神病床における入院患者の地域移行についての目標値の達成に向けては、本計画の中において、その関連する活動指標として、「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」や、「精神障がい者のサービス利用者数」について、具体的な目標値を設定して取組むこととしており、今後においても精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを進めていきます。</p> |
| 10 | 包含 | 54、56 | <p>精神障がい者の自立支援の令和2年度実績見込みによれば、各サービス利用(人/月)で、居宅介護100、自立訓練11、就労継続支援(A型)30、(B型)95となっている。</p> <p>自立の流れとしては、居宅、自立訓練からB型へ進む例</p> | <p>第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)について、ご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>自立訓練(生活訓練)について、サービスの標準利用期間が2年から3年となっており、当該サービスの利用後は、基本</p> |

| | | | | |
|----|-----|----|---|---|
| | | | <p>が多いと考えられる。</p> <p>計画案の令和5年の見込量は、自立訓練 16、B型 110 であるが、さらに目標を高くして支援強化して欲しい。特に自立訓練(生活訓練)の体制を拡充すべきである。</p> | <p>的に就労継続支援B型等へのサービスへと移行していくこと になります。以上のことから、新規利用者が増加しても利用者 の入替わりがあるため微増となる場合があります。</p> <p>なお、次期計画の見込量の設定にあたっては、現状の利用 者が増加傾向にあることから、それを考慮した設定としてい ます。</p> |
| 11 | 参考 | 68 | <p>障がい福祉に関するスマートガバメントの実現として 目標設定は、国と府、調査・分析・立案は外部コンサル タント、サービスの実行は、外部事業者、評価・検証は 協議会に依存している。</p> <p>庁内各部課や外郭団体との連携も重要である。これら 全体の総力を結集するための司令塔が必要不可欠であ る。是非とも実行して欲しい。</p> | <p>第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)につ いて、ご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>今回の計画の成果目標の設定については、国が策定した基 本的な指針と、大阪府の基本的な考え方に基づき設定をして います。</p> <p>また、障がい福祉サービス等の見込み量については、アン ケート調査や団体ヒアリングの結果、及び各サービスにおけ る過去の利用実績や利用傾向、現在の状況等を考慮の上、設 定をしております。</p> <p>なお、本計画に係る目標達成のために必要となる施策の実 施等にあたっては、市が中心となり、国や大阪府、事業所等 の各関係機関との連携、調整を図ることが必須であると考え ます。</p> |
| 12 | その他 | 39 | <p>施設入所者数の削減目標について、大阪府下で、1,000 件を超える入所施設待機者がいます。主たる介護者であ る親が高齢者となること、死亡や病気になること、また、 障がい者本人の障がいの大変さから、施設での暮らしを</p> | <p>第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)につ いて、ご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>今回の施設入所者数の削減にかかる数値目標は、国が策定 した基本的な指針と、大阪府の基本的な考え方に基づき、地</p> |

| | | | | |
|----|-----|----|--|---|
| | | | <p>望む人は多くいます。</p> <p>しかし、今の施設には多くの待機者があり希望した時、必要な時には利用できず、ロングショートの生活を余儀なくされている人がいるのが現状です。以上のことから、入所施設の入所者数を削減するのではなく、まず、大阪府下である待機者をなくすことこそ、今求められるべきことだと考えます。</p> <p>入所施設かグループホームか 1 人暮らしか、自宅での生活かではなく、その人の障がい、年齢による変化、その人それぞれが必要とする生活の場で、必要な社会保障、制度が充実された中で自立した生活ができるようになることを望んでいます。</p> | <p>域共生社会を実現するために障がい者の自立と社会参加を目指す基本方針のもと、大阪府からの提供データを参考に市として設定をしています。</p> <p>しかしながら、施設入所者の地域移行については強制的に移行を進めるものではなく、障がい者や家族の状況、障がいの状態、自立度、地域生活への適応性等を総合的に判断し、実施するものであり、決して一方的に推進するものではありません。</p> |
| 13 | その他 | 39 | <p>障がい者の生活の場の不足は深刻です。入所施設、グループホーム共に数も中身も不十分です。強度行動障がいをもっていたり、医療的ケアを必要とするような重度障がい者には、専門性をもった職員集団を有する入所施設が必要です。</p> <p>市内にも待機者は多くいます。老障介護の実態が数多くあります。それなのに、福祉計画の中で施設入所者数の削減目標を掲げることに納得できません。事業所や親頼みではなく、市が率先して生活の場を確保、入所施設やグループホームの拡充に取り組むべきです。</p> <p>障がい者や家族にこれ以上の自助努力を強要する市の</p> | <p>第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画(案)について、ご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>今回の施設入所者数の削減にかかる数値目標は、国が策定した基本的な指針と、大阪府の基本的な考え方にに基づき、地域共生社会を実現するために障がい者の自立と社会参加を目指す基本方針のもと、大阪府からの提供データを参考に市として設定をしています。</p> <p>しかしながら、施設入所者の地域移行については強制的に移行を進めるものではなく、障がい者や家族の状況、障がいの状態、自立度、地域生活への適応性等を総合的に判断し、実施するものであり、決して一方的に推進するものではありません。</p> |

| | | | | |
|--|--|--|-------------|---|
| | | | 姿勢に断固抗議します。 | ません。 また、「生活の場の確保」について、施設入所への支援として、障がいや家庭の状況、障がいのある人・家族それぞれの希望を考慮しながら入所施設に関する相談支援や、情報提供に努めるとともに、障がいのある人が地域社会の中で自立して安心して暮らしていけるよう、共同生活を送る場となるグループホームの開設、増設等を促進するため、大阪府や各関係機関とも連携しながら運営法人等への働きかけに努めていきます。 |
|--|--|--|-------------|---|

問い合わせ先：河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所 福祉部 障がい福祉課

0721-53-1111